

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免申請の受付を開始しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、税務課窓口での申請または郵送での申請により国民健康保険税及び介護保険料が減免となります。

●新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(国保においては世帯主)が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方

○保険税(料)を全額免除

▶申請に必要な書類＝

- ・国民健康保険税(介護保険料)減免申請書(税務課窓口及び町ホームページに掲載)
- ・医師の診断書等

●新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(国保においては世帯主)の収入減少が見込まれる世帯の方

○以下の要件全てを満たす場合、保険税(料)の一部免除

- ・事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)について、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少(保険金、賠償金等により補てんされるべき金額を除く。コロナ関連の給付金は含まない。)する見込みであること。
- ・前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。(※国民健康保険税のみ)
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶申請に必要な書類＝

- ・国民健康保険税(介護保険料)減免申請書(税務課窓口及び町ホームページに掲載)
- ・収入見込申告書(税務課窓口及び町ホームページに掲載)
- ・令和元年分(平成31年分)の所得を証明する書類(確定申告書や源泉徴収票の写し)
※令和2年度住民税が上三川町から課税されている場合は不要です。
- ・令和2年分の事業収入等の減少を証明する書類(申請時点までの帳簿や給与明細等)
- ・事業廃止届(個人)、法人異動届(法人)等の写し(※主たる生計維持者の事業等が廃止または失業した世帯の方のみ)

●減免対象となる保険税(料)

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 56 9122

医療費の自己負担が高額になったとき(高額療養費)

国保の方が、同じ月内に支払った医療費の自己負担が限度額を超えたときは、超えた分が高額療養費としてあとから支給されます。

なお、自己負担の限度額は年齢や区分によって異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

●高額療養費の申請方法

高額療養費の支給対象となった方に、「国民健康保険高額療養費支給申請のご案内」を診療月から約3ヶ月後を目途に送付します。案内が届きましたら、医療機関の領収書を持参のうえ、住民課国保年金係へ申請してください。

高額療養費の申請には医療機関の領収書が必要です。なくさずに保管しましょう!

なお、領収書が不足していると、申請を受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。

●窓口での自己負担を限度額までに抑えることができます

事前に「限度額適用認定証」の交付を町に申請し、交付された認定証を医療機関に提示した場合は、窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

なお、70歳以上の方は、住民税非課税世帯または現役並み所得者のうち課税所得が690万円未満の方のみ限度額適用認定証が交付されます。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎ 56 9134

国民年金 ちょっと増やせる 「付加年金」をご存じですか

国民年金付加年金制度とは

将来受け取る年金を少しでも増やしたいという方のための制度です。

月々の国民年金保険料に400円上乗せして納めることで、老齢基礎年金に「年額200円×付加年金保険料納付月数」の金額を上乗せして受給することができます。

例えば、10年間付加年金保険料を納付すると、合計48,000円の負担になりますが、老齢基礎年金に毎年24,000円上乗せすることができます。

ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)はありません。老齢基礎年金と一緒に支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなりますのでご注意ください。

- ▶加入できる方＝・自営業者などの国民年金の第1号被保険者
・60歳以上65歳未満の方などの国民年金の任意加入者
※ただし、半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方・国民年金基金に加入中の方は加入できません。
- ▶加入の手続き＝印鑑・マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるものを持参のうえ町住民課、又は年金事務所でお申込みください。
- ▶納付について＝付加保険料は申し込んだ月分から納めていただき、納付書は日本年金機構から送付されます。納期限は、翌月末日です。納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎56 9134
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

10月は「乳がん月間」です

女性で最もかかるがんは『乳がん』。乳がんが一番多く見られるのは40歳代から50歳代にかけてですが、30歳を過ぎた頃から急に増え始めるので、30歳以上の人は特に注意が必要です。

しかし、乳がんは早期発見することで約9割が治る病気です。早期発見のためにはセルフチェックと検診が重要になります。月1回乳房を自己触診し、乳房のしこりやひきつれ、乳頭からの分泌液などを確認するとともに、ご自身のため、ご家族のためにもぜひ定期的な検診を受けてください。

<乳がん検診>

30～39歳	超音波(エコー)検査	超音波を使って乳房の病変を検査する方法であり、身体への負担は軽い検査
40歳以上	超音波(エコー)検査及びマンモグラフィー(レントゲン)検査	マンモグラフィー検査は乳房をプラスチックの板ではさんで平たくし、乳房専用のX線装置で乳房全体を撮影する検査

乳がん検診は、個別健診では受けられません。

下記日程で実施していますのでぜひお申し込みください。(9月15日現在)

日 程	会 場
1月27日(水)	上三川いきいきプラザ

お申し込みは健康福祉課までご連絡ください。

▶問い合わせ先＝健康福祉課 成人健康係 ☎56 9133

